

姫路駅北にぎわい交流広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路駅北にぎわい交流広場条例（平成26年姫路市条例第61号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用開始時間及び利用終了時間)

第2条 条例第5条第1項第1号の規定により市長が規則で定める利用開始時間は午前5時30分とし、同項第2号の規定により市長が規則で定める利用終了時間は午後11時30分とする。

(使用許可の申請)

第3条 条例第6条第1項の規定により、市長の許可を受けようとする者は、あらかじめにぎわい交流広場使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 使用しようとする場所が確認できる図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 使用許可申請書は、使用しようとする日（以下「使用期日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日から使用期日の10日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付等)

第4条 市長は、条例第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）をしたときは、当該申請者ににぎわい交流広場使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際には使用許可書を携帯し、市職員の提示の要求があったときは、直ちにこれに応じなければならない。

(許可の変更)

第5条 使用者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第3条第1項及び前条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第3条第1項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類のうち市長が

必要と認めて指示するもの」と読み替えるものとする。

(住所等の変更の届出)

第6条 使用者は、その住所又は氏名（法人にあってはその所在地若しくは名称又は代表者の氏名）に変更を生じたときは、速やかに住所等変更届にその事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(使用期間)

第7条 使用許可に係る使用期間は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用料)

第8条 条例第10条第2項の規定により規則で定める附属設備であるコンセント1口の1日当たりの使用料の額は、100円とする。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用許可書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市が使用する場合 使用料の全額
- (2) 国又は地方公共団体が公用又は公益のため使用する場合 使用料の全額
- (3) 使用者が市と共同で使用する場合 使用料の5割に相当する額
- (4) 使用者が市の要請を受けて使用する場合 市長が相当と認める額
- (5) 障害者福祉の向上を促進する活動を行う団体で市長が承認する団体が、当該活動のために使用する場合 使用料の3割に相当する額
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、にぎわい交流広場使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第 11 条 条例第 12 条ただし書の規定により還付することができる使用料の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第 9 条第 3 号又は第 4 号に該当する場合 既納の使用料の全額
- (2) 災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、にぎわい交流広場使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく使用許可に係る使用料、占用使用料又は特別展示室使用料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前にされた申請に基づく使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。